



2014、8月号

厳しい暑さが続く8月ですが、皆様いかがお過ごしでしょうか？
海や花火、祭りやビールなど、気温だけでなく、気分が盛り上がる季節ですね。
さて、8月のテーマは、ご存知の方も多いと思いますが、教育贈与の非課税制度を取り上げます。

教育贈与非課税の2～3年延長を検討中！！

教育贈与の非課税制度は、祖父母が孫に教育資金を贈った場合に、1,500万円までは贈与税がかからないという内容のものです。

高齢者の財産を若年層に移して経済を活性化させるために、H25.4/1～H27.12/31までの期間限定で施行されました。

政府はこの期間についての2～3年の延長や、教育資金以外の使用にも対象範囲を広げる事などを検討しているようです。

通常、贈与については、年間に110万円を超えると贈与税がかかりますが、この教育資金制度を利用すると1,500万円までは非課税となります。

主な要件としては次のものがあります。

- ① 財産をもらう人が30歳未満であること
- ② 教育のために使用すること
- ③ 銀行などの専用口座に預けること
- ④ 銀行などを通じて非課税申告書を税務署に出すこと
- ⑤ 領収書を銀行などに提出すること

また、教育に使用しなかった残った財産については贈与税がかかります。

なお、詳しい要件については他にもありますのでご留意下さい。

さらに政府は、NISAについても非課税の範囲を広げる検討をしているようです。

NISAは年100万円を上限に、株式などで得た儲けが5年間非課税になる制度ですが、祖父母や両親が0～18歳の孫や子供の名義で投資する場合も、配当や売却の儲けを非課税にするようです。

上記の内容は、現在検討中のものですので、詳細が決定した後改めてお知らせするつもりです。

2014年8月吉日 作成者 天野



吉田真由美税理士事務所

〒540-0012

大阪府中央区谷町 1-3-5 アンフィニ・天満橋 803

TEL06-6944-1022

FAX06-6944-1033



吉田真由美事務所